

# 高齢者等介護移送費助成事業について

町外医療機関の受診が必要な高齢者等で自家用車及びバスによる通院が困難な方に対し、高齢者の方の安全と生活の安定などを図ることを目的に、通院に係る介護タクシー運賃等の一部を助成します。

## 【対象者】

置戸町に在住し、介護保険制度において要支援1以上の認定を受けている方又は人工血液透析治療を受けている方で、訓子府町及び北見市に所在する内科・外科・眼科などの保険診療対象医療機関に通院するときに、自家用車及び路線バスによることが困難なため介護タクシー等を利用する方。

ただし、町税等の未納者は除きます。

## 【対象区間】

- ① 自宅又はショートステイから訓子府町または北見市の医療機関までの区間の通院
- ② 自宅又はショートステイから訓子府町または北見市の医療機関までの区間の入退院
- ③ 町内の医療機関から、訓子府町または北見市の医療機関への転院等（町外の医療機関に入院後においての、他科受診及び転院も対象）

## 【対象経費】

- ① 介護タクシー及びタクシー乗車運賃
- ② 移送に必要なストレッチャー、酸素等機器代金、付添い料金等
- ③ 遠隔地に係る迎車代

## 【登録申請】

事業を利用する場合、事前に登録申請が必要となります。登録申請に必要な書類は次のとおりです。

- ① 対象者本人の印鑑
- ② 要介護認定状態区分が記載された介護保険被保険者証
- ③ 振込み口座番号が確認できる対象者本人の通帳

※ 要介護認定申請をされた事がない方は、ご相談願います。

## 【助成申請】

介護タクシー等を利用して運賃を支払った場合、その日から原則2ヶ月以内に助成申請をお願いいたします。助成申請に必要な書類は次のとおりです。

- ① 対象者本人の印鑑
- ② 介護タクシー等の利用時に支払った運賃の領収書  
(利用者の名前、乗車日が記載されているもの)
- ③ 診した医療機関の領収書又は医療機関を受診したことがわかる書類等

## 【助成金額】

介護保険料段階区分	助成額
1段階、2段階、3段階	運賃の100分の90に相当する額
4段階、5段階、6段階	運賃の100分の80に相当する額
7段階、8段階	運賃の100分の70に相当する額
9段階	運賃の100分の60に相当する額

※対象者が65歳未満の方は、対象者及び対象者の属する世帯の当該年度の住民税課税状況及び対象者の前年分合計所得金額を確認します。

※助成金額の算定区分については、タクシー運賃を支払った月の属する年度による区分です。ただし、4月分から6月分までのタクシー運賃については前年度の区分です。

※算定時に100円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てた金額です。

### 【他制度との調整】

- ①介護保険法の規定による保険給付費費用額の対象となる軽費については、助成の対象となりません。
- ②他の制度に基づく助成を受けている場合は、助成対象軽費からその額を控除します。

## 【申請から決定までの流れ】

### 登録申請



- ①対象者本人の印鑑
- ②対象者の介護保険被保険者証（認定済）  
又は身体障害者手帳（人工透析の確認）
- ③対象者本人の口座番号

### 登録決定

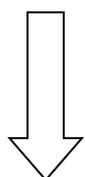


### 介護タクシー等の利用



- ◇領収書をもってください  
※利用した対象者の氏名、利用年月日、  
利用料が記載されたもの

### 助成申請



- ①印鑑
- ②医療機関の領収書（受診したことの確認  
用）
- ③タクシー等の領収書（利用者の氏名、乗  
車日が記載されているもの）

### 助成決定



### 助成金の入金

- ◇対象者本人の口座

## 【その他】

①次の場合は届出が必要です。

- ・介護保険料区分に変更があった場合
- ・対象者の要件に該当しなくなった場合

②申請を支援できるご家族等がない場合は訪問等で対応いたしますのでご相談ください。

③心身等の機能が低下し、事業を利用希望の方で、要支援・要介護認定を受けていない方についてはご相談ください。

### ●申請等についてのお問い合わせ先●

置戸町字置戸246番地の3  
置戸町地域福祉センター 高齢者福祉係  
電話 0157-52-3333